

令和3年第1回北海道議会定例会に提案する条例案(19件)

<新規制定条例>

1 北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例案

(保健福祉部地域医療推進局医務薬務課 (25-362))

○制定内容

本道における看護職員の養成及び確保を図るよう、将来道内において看護職員として業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸し付ける（既存の修学資金制度を統合・拡充し、新たな修学資金制度を創設するもの）。

【修学資金の概要】

(1) 貸付対象者

看護職員養成施設に在学し、卒業後1年以内に対象施設等に勤務し、一定期間以上その業務に従事しようとする者

(2) 修学資金の種類、貸付金額及び貸付期間

| 種類 | 貸付区分 | 貸付金額(月額) | 貸付期間 |
|--------|----------------------|----------|--------------------|
| 一般修学資金 | 保健師、助産師、看護師、准看護師 | 36,000円 | 看護職員養成施設の正規の修業年限以内 |
| 特別修学資金 | 助産師、看護師（看護師2年課程を除く。） | 20,000円 | |
| 指定修学資金 | 看護師2年課程（通信制を除く。） | 30,000円 | |
| | 助産師、看護師 | 10,000円 | |

※ 特別修学資金は一般修学資金と、指定修学資金は一般修学資金及び特別修学資金と併せて貸付け

(3) 返還免除要件

看護職員養成施設を卒業後1年以内に対象施設等に勤務し、免除基準年数以上その業務に従事すること。

| 種類 | 対象施設等 | 免除基準年数 |
|--------|--|--------------------------------|
| 一般修学資金 | | |
| 保健師 | 人口5万人未満の道内の市町村及び道立保健所 | 貸付年数に応じて定める年数（貸付年数の1.5倍の年数を基本） |
| 助産師 | 道内の病院、診療所その他の施設 | |
| 看護師 | 道内の病床数400床未満の病院（札幌市、旭川市及び函館市所在の病院を除く。）、診療所、訪問看護事業所及び介護保険施設 | |
| 指定修学資金 | 看護職員の確保が困難と認められる道内の地域に所在する病床数400床未満の地域センター病院 | |
| 特別修学資金 | 特別修学資金の対象施設等のうち、看護職員の確保が特に困難と認められる地域に所在する病院 | |

(施行期日 令和3年4月1日)

2 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン等における新型コロナウイルス感染症対策基金条例案

(環境生活部東京オリンピック連携局東京オリンピック連携課 (24-431))

○制定内容

国から交付されるホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金を積み立て、ホストタウン及び事前キャンプ地における東京オリンピック・パラリンピック競技大会の参加選手等の受入れの際に実施される新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の財源に充てるための基金を設置する。

【基金を活用して行う新型コロナウイルス感染症対策】

- (1) 選手等及び自治体職員等に対するPCR検査
- (2) 社会的距離を保つための航空機の空席及び宿泊施設の空室確保 等

(施行期日 公布の日)

<一部改正条例>

3 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

(総務部人事局人事課 (22-155))

○改正内容

国家公務員の特殊勤務手当の改正に鑑み漁業取締業務手当について心身に著しい負担を与える業務に従事した職員に対する加算措置を講ずるとともに、消防防災ヘリコプターの運航を民間委託から北海道警察との共同運航へ切り替えることに伴い操縦士等に支給する航空手当について定めることとし、併せて規定の整備を行う。

- (1) 心身に著しい負担を与える取締業務に従事した職員に対して漁業取締業務手当の加算措置を講ずる。

日額 550円 ⇒ 1,100円 (100/100を加算)

- (2) 航空機の操縦士、通信士及び整備士に支給する航空手当について新たに定める。

操縦士：1時間につき5,100円 など

(施行期日 一部を除き、公布の日)

4 北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案

(総務部人事局人事課 (22-153))

○改正内容

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき教職員の定数を改定する。

【教職員の定数】

38,140人 ⇒ 37,721人 (▲419人)

(施行期日 令和3年4月1日)

5 北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

(総務部人事局人事課 (22-155))

○改正内容

職員の育児短時間勤務に伴い採用する任期付短時間勤務職員の給与について、昇給制度の導入並びに住居手当及び単身赴任手当の支給を行う。

※ 職員の育児短時間勤務に伴い採用する任期付短時間勤務職員は、常勤職員が行うべき業務に従事することから、昇給や住居手当等の支給について、常勤職員に準じた取扱いとする。

(施行期日 令和3年4月1日)

6 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案

(環境生活部環境局循環型社会推進課 (24-307))

○改正内容

浄化槽法の改正に鑑み、浄化槽保守点検業者における浄化槽管理士の研修の機会の確保に関し必要な事項を定める。

- (1) 浄化槽保守点検業者は、登録の有効期間（3年）ごとに、浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検の業務に関する研修で知事が指定するものを受講させなければならない。

- (2) 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に(1)の研修を受講させたときは、受講を証明する書類を知事に提出する。

(施行期日 令和3年4月1日)

7 特定非営利活動促進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

(環境生活部くらし安全局道民生活課 (24-152))

○改正内容

特定非営利活動促進法の改正に鑑み、特定非営利活動法人に係る書類の縦覧等の手続における個人の住所等の記載の除外について定めるとともに、控除対象特定非営利活動法人からの提出書類を削減することとし、併せて規定の整備を行う。

(1) 個人情報保護の強化

所轄庁による縦覧、公表等の対象である役員名簿、事業報告書等から、個人の住所（居所）が記載された部分を除外する 等

(2) 事務負担の軽減

控除対象特定非営利活動法人の役員報酬規程や職員給与規程については、その内容に変更がない場合は、毎事業年度の書類の提出を不要とする 等

(施行期日 令和3年6月9日)

8 北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案

(建設部土木局道路課 (29-253))

○改正内容

道路構造令の改正に鑑み、道道について、新たに歩行者利便増進道路（※）の構造の基準を定めるとともに、交通安全施設に自動運行補助施設を追加する。

※ 賑わいのある道路空間を構築するため、道路管理者が指定する道路

(1) 歩行者利便増進道路の構造基準

ア 歩行者の滞留スペースを設けること。

イ 歩行者利便増進施設等（ベンチ、食事施設など）の設置場所を確保すること。

ウ バリアフリー基準に適合すること。

(2) 交通事故の防止を図るために必要がある場合に設ける交通安全施設に自動運行補助施設（自車位置特定により運行を補助する電磁誘導線など）を追加

(施行期日 公布の日)

9 北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

(建設部建設政策局維持管理防災課 (29-270))

○改正内容

道路法施行令の改正に鑑み、自動運行補助施設に係る道路占用料の額について定めることとし、併せて規定の整備を行う。

※ 民間事業者が道道に自動運行補助施設（電磁誘導線、磁気マーカーなど）を設置する場合の道路占用料の単価を新たに設定する（国道の道路占用料と同額）。

(施行期日 公布の日)

10 北海道公営企業条例の一部を改正する条例案

(企業局発電課 (32-742))

○改正内容

清水沢発電所（夕張市）の発電設備が更新されたことから、同発電所の最大出力を変更する。

(変更前) 3,400キロワット (変更後) 3,490キロワット

※ 最大出力とは、発電機を最大限稼働させたときに発電することができる出力

(施行期日 令和3年4月1日)

福祉サービス基準に係る条例関係…2件

| No | 条例案名 | 改正内容 | 施行期日 |
|----|---|---|----------|
| 11 | 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局施設運営指導課（25-225）） | 介護保険法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく福祉サービスの基準について、国が定める参酌基準の改正に鑑み、感染症及び非常災害の発生時における福祉サービスの継続的な提供のために事業者が講すべき措置等を定める。 | 令和3年4月1日 |
| 12 | 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局施設運営指導課（25-225）） | | |

基金条例関係…2件

| No | 条例案名 | 改正内容 | 施行期日 |
|----|---|--|------|
| 13 | 北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例案（保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課（25-754）） | 北海道安心こども基金の拡充を図るよう、基金の目的に不妊治療への支援を加える。 | 公布の日 |
| 14 | 北海道森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例案（水産林務部林務局森林計画課（28-502）） | 森林の施業の実施に不可欠な地域活動を確保するための支援を通じて適切な森林整備の推進を引き続き図るよう、北海道森林整備地域活動支援基金条例の有効期限を延長する。 平成33年3月31日 ⇒ 令和10年3月31日 | 公布の日 |

手数料に関する条例関係…3件

| No | 条例案名 | 改正内容 | 施行期日 |
|----|--|---|----------------|
| 15 | 北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例案（保健福祉部総務課（25-104）） | 食品衛生法の改正に鑑み、ふぐ処理者認定試験の事務に係る手数料について定めるとともに、同法に基づく営業許可の事務に係る手数料について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行う。 | 令和3年6月1日 |
| 16 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案（保健福祉部地域医療推進局医務薬務課（25-316）） | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に鑑み、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定等の事務に係る手数料について定めることとし、併せて規定の整備を行う。 | 一部を除き、令和3年8月1日 |
| 17 | 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案（建設部総務課（29-105）） | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に鑑み、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の額を改定することとし、併せて規定の整備を行う。 | 令和3年4月1日 |

市町村への権限移譲に関する条例関係…1件

| No | 条例案名 | 移譲する事務の概要 | 市町村名 | 施行期日 |
|----|---|---------------------------------|----------------|--------------|
| 18 | 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（保健福祉部総務課（25-104）） | 老人福祉法に基づく事務（有料老人ホームの設置等に係る届出関係） | 美唄市ほか 43市町村 | 令和3年4月 1日 |

法令改正に伴う規定の整備…1件

| No | 条例案名 | 改正内容 | 施行期日 |
|----|---|--|------|
| 19 | 北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案（警察本部警務部警務課（251-0110（2661））） | 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、規定の整備を行う。 | 公布の日 |